

佐倉市とウエルシア薬局株式会社との

地域福祉の推進等に関する連携協定書

佐倉市（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）は、地域福祉の推進と市民の健康増進に資するため、次のとおり地域福祉の推進等に関する連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、地域福祉の推進及び市民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 高齢者等の生活支援及び見守りに関わること。
- (2) 市民の健康増進及び介護予防に関わること。
- (3) 地域福祉の推進及びコミュニティの活性化に関わること。
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要なこと。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容等については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に掲げる事項の一部を乙の関係会社を実施させることができる。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た個人情報又は機密情報を、第三者（第2条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項を実施する乙の関係会社を除く。）に開示し、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、（個人情報については関係法令を遵守の上）事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 第2条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項を乙の関係会社が実施する場合には、乙は当該関係会社に対し、本条第1項に定める義務を遵守させるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による本協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新するものとし、その後においても同様に更新するものとする。

2 甲又は乙は、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙は、前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに相手方に通知し、事情の聴取及び協議を行った上で本協定を解除することができる。

- (1) 相手方の信用失墜行為その他責めに帰すべき事由により、本協定を継続することにより社会的信用が著しく低下すると合理的に判断したとき
- (2) その他本協定の継続をすることが著しく困難であると判断したとき

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年1月18日

甲
千葉県佐倉市海隣寺町97
佐倉市

乙
東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシア薬局株式会社

市長 西田 三十五



代表取締役 田中 純一

